

社会福祉法人親愛会役員及び評議員の 報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事並びに委員会員をいう。

(理事長の報酬)

第3条 役員中、当社会福祉法人を代表する理事長は人事、労務、財務、運営等の全ての職務を総括的に分掌するとともに、法人経営の最高責任者としての責務を負う等を勘案し、別表3に基づき報酬を支給するものとする。

2. 基準の設定

(1) 1ヶ月に2～3回以上出勤し、法人運営の状況把握に努めるものとする。

(2) 法人の経営状況が著しく悪化した場合は、年度の途中であっても報酬の支給について一時的に減額等の制限措置を講ずることができるものとする。

3. この規程で定めている役員の報酬に関しては、理事長は適用除外とする。

(理事会及び評議員会の出席)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2. 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(委員会委員の報酬)

第7条 委員会が設置目的に添った委員会へ出席した場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(旅 費)

第8条 前3条から第6条に至る業務等のため出席した場合は、社会福祉法人親愛会役員等旅費規則により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第9条 施設の役員を兼務する役員は、この規程に適用しない。

(改 正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日以降役員在職者から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日をもって廃止する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,800円
評議員会出席報酬等	5,800円

別表2

名 称	報 酬
理事及び評議員・業務報酬等	5,800円
監事監査指導報酬等	5,800円
委員会委員報酬	4,300円

別表3

名 称	報 酬
理 事 長	120,000円

社会福祉法人親愛会役員及び評議員の報酬基準

1. 適用職種区分・・・理事、監事、評議員
2. 報酬基準の区分・・・常勤・非常勤
3. 報酬等の額の算定方法

出席回数に応じた日額報酬

1回 5,800円

算定基準（方法）

- (1) 1回当りの平均執務時間を4時間程度と見込み大分県の平成28年度最低賃金、時間額715円の2倍の額を日額報酬額とする。
- (2) 基本的には
社会経済情勢、民間団体等の報酬額、当施設の職員（嘱託）の日額賃金、財政状況等を総合的に勘案し決定する。
- (3) 理事、監事、評議員の業務内容はそれぞれ異なるが、責任の度合、特殊性、困難性、専門性等について格差をつけることは難しいので、報酬額は同一の額とする。

4. 支給方法

出席の都度

5. 理事長の報酬基準

実質的な執務状況や勤務日数等だけで判断し、報酬額を定めることは極めて困難で、理事長の場合は、当該法人の全般における最終的な執行責任をはじめ、管理監督責任及び対外的執行責任を負う重要な立場にあり、報酬額の決定においても、責任の度合いを最大限考慮した上で、総合的に確定した。特に責任について算定根拠や、過程を示すことは実質的にはできない。従って、理事長の報酬額は、既に理事会や評議員会で承認され、現在支給されている月額120,000円を踏襲する。

6.退職慰労金

○支給対象者

理事長、理事、監事、評議員

○支給割合

在職期間	理事長	理事	監事	評議員
8年以上～10年未満	1.1	1.0	1.0	0.9
10年以上～15年未満	1.2	1.1	1.1	1.0
15年以上	1.3	1.2	1.2	1.1

○算定根拠

理事長 : 退職時の月額報酬 × 在職年数 × 上記の支給割合
理事長 { 非常勤 : 退職時の日額報酬 × 在職年数 × 上記の支給割合
以外 { 常勤 : 退職時の月額本給 × 在職年数 × 上記の支給割合

- ・理事及び評議員の両方の前歴を有する役員等については、通算した在職年数に基づき退職時の役職を対象として退職慰労金を算定する。
- ・理事長が非常勤の場合は、上記支給割合に0.8を乗じて得た額とする。
- ・常勤理事(現行は施設長)については、在職歴10年以上で、かつ在職期間中の業務実績において当施設の永年の極めて難しい課題解決を成し遂げる等、歴史的にも後世に残る特に有益な功績を残された者に対しては、本規定を準用し、退職時に特別功労金を支給する事ができるものとする。
尚、本件に関しては、理事会並びに評議員会の承認が必要となる。

(適用)

平成29年4月1日以降の役員等の在職者から適用する。